2　委任する権限及び所掌事務 一～十二　（略） 十三　人事院規則９―55(特地勤務手当等)に規定する次に掲げる事項 ⑴　（略） ⑵　第２条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定めること。 （削る） ⑶　第３条第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 （削る） ⑷　第４条第３項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 ⑸　第５条第１項第４号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。 ⑹　第５条第２項第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。 ⑺　第７条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。 ⑻　第７条第２項の規定に基づき、人事院に対する生活環境等の実情の報告について定めること。 ⑼　第８条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 （削る）	2　委任する権限及び所掌事務 一～十二　（略） 十三　人事院規則９―55(特地勤務手当等)に規定する次に掲げる事項 ⑴　（略） ⑵　第２条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定めること。 ⑶　第２条第２項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。 （３の２）　第２条の２第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 ⑷　第４条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。 （４の２）　第４条第４項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。 ⑸　第５条第２項第５号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。 ⑹　第５条第３項第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。 ⑺　第８条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。 ⑻　第８条第２項の規定に基づき、人事院に対する生活環境等の実情の報告について定めること。 ⑼　第９条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 ⑽　第10条第２項又は第11条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
十三の二　人事院規則９―55―154（人事院規則９―55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 十四～十九　（略） 二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑷　（略） ⑸　第４条第１号ホの規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。 ⑹　第４条第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。 ⑺　（略） 二十一～二十四　（略） ３・４　（略）	（新設） 十四～十九　（略） 二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑷　（略） （新設） ⑸　第４条第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。 ⑹　（略） 二十一～二十四　（略） ３・４　（略）

2　この決定による改正は、令和７年４月１日（前書きに係る部分及び第２項第13号の次に１号を加える部分については、令和７年12月24日）から効力を発生する。

告示

労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく車両系建設機械の自主検査指針の廃止に関する公示

自主検査指針公示第27号

令和７年12月24日　厚生労働大臣　上野賢一郎

車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）（令和５年３月31日付け自主検査指針公示第24号）は、令和８年１月１日をもって廃止するので、公示する。

労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく動力プレス、フォークリフト及び不整地運搬車の自主検査指針の廃止に関する公示

自主検査指針公示第28号

令和７年12月24日　厚生労働大臣　上野賢一郎

次に掲げる指針は令和８年１月１日をもって廃止するので、公示する。

一　動力プレスの定期自主検査指針（平成24年３月30日付け自主検査指針公示第１号）

二　フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの）（令和５年３月31日付け自主検査指針公示第21号）

三　不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主検査に係るもの）（令和５年３月31日付け自主検査指針公示第23号）